

市民が主体のまちづくり

連載
No.11

最終回

～名寄市自治基本条例～

本市のまちづくりを進めるための基本ルールである「名寄市自治基本条例」の施行（平成22年4月1日）から10年目を迎えました。

同条例第35条に基づく見直し検討については、令和元年12月3日(火)に名寄市自治基本条例検討委員会から提出された「名寄市自治基本条例に関する意見書」の内容を考慮したうえで、市において条例改正の必要性や市の取り組みについて検討を行い、昨年5月から進めていた見直し検討を終えました。

令和元年12月27日(金)開催 名寄市自治基本条例庁内検討会議

市では副市長、教育長、部長職で構成する「名寄市自治基本条例庁内検討会議」において、名寄市自治基本条例検討委員会の検討経過や意見書の内容を考慮したうえで、条例改正の必要性や市の取り組みについて検討を行いました。

■意見書の内容

条例の見直しについて

- ・ 市民意識や社会状況の変化に対して改正の必要はない。
- ・ 条例の条文は、まちづくりを進めるための基本的ルールとして適切に表現されており、不備は見当たらない。

▶庁内検討会議の検討結果

意見書の内容を踏まえ、条例の見直し(改正)の必要はないと判断

■意見書の内容

市の取り組みについて

- ①市民周知 広報誌やホームページなど多様な媒体を利用した継続的な条例の周知
- ②市民参加 市民が気軽に参加できるセミナーなどの開催

▶庁内検討会議の検討結果

①市民周知

広報誌やホームページなど多様な媒体による継続的な情報発信に努める。

②市民参加

自治基本条例の理念を学び、市民主体のまちづくりの機運を高めることを目的としたセミナーの開催により、市民意見を収集し市政に反映させる。

今後も、本市のまちづくりを進めるための基本ルールである「名寄市自治基本条例」に基づき、市民・議会・市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」を進めていきましょう。